

令和8年度滋賀県食の安全・安心審議会 開催概要

1 日時

令和8年8月27日(木)10時～12時

2 場所

大津合同庁舎 7-A会議室

3 出席委員

伊東委員、遠藤委員、岡野委員、工藤委員(会長)、田邊委員、田村委員、
地村委員、中條委員、堤委員、富江委員、山本委員、渡辺委員

4 欠席委員

佐々木委員、福田委員、山田委員

5 傍聴者

1名

6 事務局

山田健康医療福祉部長、並河生活衛生課長、東野食の安全推進室長、青山主幹、
土江主幹、和田副主幹、栗原副主幹、三谷副主幹

【関係各課】

県民活動生活課(岡本主任主事)、健康しが推進課(杉原管理栄養士)、
薬務課(森本主査)、みらいの農業振興課(角副主幹)、水産課(内藤主任技師)、
畜産課(中西主任技師)、保健体育課(成田指導主事)

7 内容

《開会》

- 1 健康医療福祉部長あいさつ
- 2 委員紹介・会議の成立報告
- 3 会長の選出について
 - ・会長選出
委員の互選により、工藤委員が会長に選出されました。
 - ・会長代理の指名
工藤会長から田邊委員が会長代理に指名されました。

3 議題

(1)「滋賀県食の安全・安心推進計画」の一部変更について

(2)滋賀県食の安全・安心推進計画に基づく令和7年度取組実績および令和8年度取組計画について

(3)令和8年度県政モニターアンケートの結果について

《閉会》

生活衛生課長あいさつ

8 議事

会長が議長となり議事に入りました。

(議長)

それでは、まず議題(1)に入る前に、(第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画の概要について、簡単にご説明願います。

(事務局)

※資料4について説明

(議長)

それでは、議題(1)「滋賀県食の安全・安心推進計画」の一部変更につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)議題(1)の説明

※資料5について説明

(議長)

只今の説明について、質疑応答を行いたいと思います。ただいまの説明に対し、ご質問等はございますか。

(委員)

「おいしが うれしがキャンペーン登録事業者数」の目標値について、どういう基準でこの数値(1,405)を決められたのか教えてください。

(事務局)

こちらの事業者数ですが、これまでの経過から、おおむね1年あたり約50事業者ずつ増加している推移がございます。それを今後の計画期間に掛け合わせ、

見込みを立てて設定した数値となっております。

(議長)

他にご質問はございますか。ないようでしたら、この議題 1 については承認とさせていただきます。

それでは、次に議題(2)滋賀県食の安全・安心推進計画に基づく令和7年度取組実績および令和8年度取組計画の施策1～6について、説明をお願いします。

(事務局)議題(2)の説明

※資料6の施策1～6について説明

(議長)

只今の説明について、質疑応答を行いたいと思います。滋賀県食の安全・安心推進計画に基づく令和7年度取組実績および令和8年度取組計画の施策1～6についてご質問はありますでしょうか。

(委員)

「施策 4」に「農薬販売店への巡回指導」とありますが、この指導対象となる販売店は滋賀県内の店舗だけでしょうか。それとも県外の業者も対象になるのでしょうか。

(事務局)

指導対象は滋賀県内に所在する農薬販売店に限られております。県外の店舗については管轄外となり、各店舗が所在する都道府県が指導されています。

(委員)

検査結果の評価部分の書き方についてです。本文に「基準値未満ではあるが残留農薬が検出された事例が 23 検体あった」という記載がありますが、消費者から見ると、基準値未満であっても検出されているため安全性について不安になってしまうということがあるかと思います。「基準値を越えなければ安全」ということや、「基準値未満であっても指導は行なっている」ということを併せて記載するかどうかということについてお考えを教えてください。

(事務局)

ご指摘のとおり、単に「基準値未満ではあるが残留農薬が検出された」と記載すると、消費者は「危ないのではないか」というような印象を受けられると思われる

ので、表記の方法については、検討してまいりたいと思います。

なお、残留農薬の基準値については、国の食品安全委員会が、人が生涯摂取しても問題ないという値を算出し、それよりも遥かに厳しい値を設定しております。このため、今回、基準値未満で残留農薬が検出された事例については、安全性には全く問題ございません。

ただ、本来その作物に使用していない農薬が、別の作物に使用していた農薬の飛散等によって微量に検出されるケースがございます。そのため、基準値未満であっても、不適切な使用や飛散がなかったかを調査・指導できるよう、生活衛生課と農政部局で速やかに情報を共有する体制をとっております。

(議長)

表記の方法については、残留農薬の検査結果に加えて、基準値の説明や、ドリフト等により基準値未満の検出事例が生じることもある等の情報も記載し、理解を深めていただくことが大事かと思います。

大変貴重なご指摘をありがとうございました。他にいかがでしょうか。ないようでしたら、次に後半の施策 7 から 14 について説明をお願いします。

(事務局)議題(2)の説明

※資料6の施策7～14 について説明

(議長)

只今の説明について、質疑応答を行いたいと思います。滋賀県食の安全・安心推進計画の令和7年取組実績および令和8年取組計画の後半部分の施策7～14について、および全体をとおして、ご意見・ご質問はありますでしょうか。

(委員)

「施策 7」に関わることですが、食品衛生推進員による夏の「巡回指導」について現場から要望がございます。近年の夏は非常に猛暑であり、7 月の巡回は食品衛生推進員・指導員自身が熱中症等で倒れるリスクが非常に高くなっています。7 月の指導期間を一律に実施するのではなく、時期をずらすなど、弾力的な運用はできないでしょうか。なお、巡回指導は年に数回保健所の方々と共に実施させていただいており、今年度も7月と 12 月に巡回指導、11 月頃にノロウイルスの講習会を実施する計画です。

(事務局)

食品衛生指導員の皆さまおよび食品衛生推進員の皆さまには、常日頃から多大

なるご協力をいただき感謝申し上げます。

夏の猛暑は本当に厳しくなっておりますので、全国的に7月が夏期一斉取り締まりの期間ではありますが、7月に限らず、状況に応じて実施時期を前倒しするなど、柔軟に取り組んでいただいて結構でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

施策9の流通食品の試験検査について、県民の不安を払拭するため、多くの県民が不安に感じると回答した食品の中から、食品検体の種類を選定し検査を行ったという結果を報告いただきましたが、具体的にどのような食品を不安に感じられる県民が多いのか、またどのような食品が検査されたのか教えてください。

(事務局)

県政モニターアンケートの結果より野菜の残留農薬、輸入食品や加工食品について不安を感じるという意見がありました。輸入の冷凍野菜、食肉製品等の広域流通しているものを買い上げて検査をさせていただいております。

(委員)

子どもへの手洗い教室等による衛生知識の啓発について、幼稚園・保育園と記載がありますが、小学校や中学校などにも出向いて実施されているのでしょうか。

(委員)

手洗い教室については、幼稚園と保育園を対象に、食品衛生協会が実施しております。小学校・中学校については、授業の合間に実施することが難しいと聞いております。小学校・中学校で実施する場合は、各市町の教育委員会にお願いし、了承を得る必要があると聞いておりますので、ご了承いただければと思います。

幼稚園・保育園では、ぬいぐるみ等を使って説明し、手洗い後に手洗いチェッカーで確認してもらう取組を随時行っております。

また、食品衛生協会では「手洗いマイスター」を設けており、日本食品衛生協会の主導のもと、滋賀県内では現在100名弱が資格を有しています。その方々を中心に各施設を回らせていただいております。

(委員)

アレルギー表示を原因とする自主回収が6件あったとのことですが、これは県内

の加工業者でしょうか。それとも県外でしょうか。

(事務局)

全て県内事業者によるもので、うち 5 件はチェーンスーパーのインスタ製造品で、そうざい 2 件、寿司 1 件、パン 1 件、おにぎり 1 件であり、残る 1 件は全国流通している和菓子です。これらの事例は全て他の製品のラベル表示を貼り間違えたことにより、アレルギー表示が抜けていたものでした。現在、保健所を通じて事業者への指導を実施しているところです。

(委員)

ありがとうございます。我々も加工業者として、表示の誤りは致命的で、全品回収ということにもなりますので、十分気を付けているところです。先月、全国の学校給食関係の会議に出席した際にも、消費期限についても表示を間違えることが多く、間違った場合には全品回収となるため十分注意するようという話がありました。また、その会議では、滋賀県は衛生管理や HACCP について早くから取り組んでおり、素晴らしいという評価もされていました。本当に良い取組であり、素晴らしいと思っております。

(委員)

消費者側の立場から申し上げます。地域では高齢化が進み、高齢者が増えています。交通の便が悪い地域では、食品などの買い出しに行くことが難しかったり、頻繁に買い物に行けなかったりする状況があります。

そのような中で、買ってきた食品の賞味期限や消費期限の管理についての問題も増えてきているように感じます。高齢者の方々にこうしたことへ関心を持ち、注意して生活していただけるよう、地域で見守りのような取組をしていきたいと思っております。

また、県の地域の女性団体として、昨年度から PFAS に関する研修を始めました。今年で 2 年目となり、2 日後にも DVD を用いた研修を行う予定です。私たち自身も知識を取り入れ、地域の方々にも関心を持っていただけるよう声掛けをしていきたいと考え、活動しております。

食品に関する数値的な情報などについては、消費者の皆さんは買い物の際に表示を信用して購入されることとなります。行政がホームページなどで公表されている安全性確保についての取組を確認し、知識として取り入れていただけるよう、県民の皆さんに情報発信しているところです。

(議長)

PFASについては、食品安全委員会でもリスク評価書を出しているところですので、別途情報をご確認いただければと思います。

(委員)

私どもは生産者団体ですので、食材を提供する側として、できるだけ品質の良いものを提供する努力をするべきだと改めて感じております。皆様のご期待に応えられるよう、前向きに取り組んでいきたいと思っております。

(委員)

滋賀県の市場を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

市場は生産者と非常に密接な関係があり、農家の皆さんに出荷していただき、卸売業者から地域の店舗等へ販売しています。農家の方は年々減少しております。また、県では環境こだわり農業を進めていただいておりますが、農家の方にとって農薬の使用を抑えて野菜を作ることは非常に難しい面があります。農薬の使用についての制約が厳しくなると生産量が落ちることにもつながり、非常に難しい密接な関係にあると感じています。

県から環境こだわり農業に関する補助もありますので、その中で農家の皆さんとのやり取りを進めているところです。一方、市場の取扱量は年々減少傾向にありますので、県内産野菜等の増加に向けて、各事業者も含めて取組を進めているところです。

(委員)

環境こだわり農産物を購入し、食べてサポートすることが、環境保全にも役立つということを消費者に理解いただくことが大事かと思います。環境こだわり農産物専用コーナーには、環境こだわり農産物についての説明が消費者に分かりやすく掲示・説明されているのでしょうか。

(事務局)

令和7年度は、環境こだわり農産物コーナーを設置いただいた店舗において、POP等やPR動画の放映を通じて、環境こだわり農産物をPRしていただきました。環境こだわり農産物の説明と併せて、「環境こだわり農産物を食べることでびわ湖を守る。」と記載した幟が店内に設置されており、消費者に分かりやすく掲示されています。ただし、19店舗すべてでこのような対応ができていないため、委員ご指摘のように、取組や意義がより消費者に分かりやすく掲示・説明できるよう工夫していきたいと考えています。

(議長)

他にいかがでしょうか。一度ご発言いただいた方でも計画実績のところ、ご意見ありましたらお願いしたいですがよろしいでしょうか。

計画の評価の範囲を超えるかもしれませんが、例えば、実施回数などの目標を達成したかどうかという評価だけでなく、現在実施している対策が十分であるのか、あるいは別の対策が必要ではないかといった点についても検討していくことが重要ではないかと思います。

また、研修についても、実施回数だけでなく、実施した結果を踏まえて、次にどのようなテーマの研修が必要なのかを検討していくことが必要ではないかと思います。

第3次計画は今回ちょうど中間の時期にあたりますので、このような検討を進めることが、今後の目標値や施策を検討していく上でも参考になるのではないかと思います。

それでは、次に議題(3)その他について説明をお願いします。

(事務局)議題(3)の説明

※資料7-1および資料7-2について説明

(議長)

只今の説明について、質疑応答を行いたいと思います。令和8年度の県政モニターアンケートの結果についてご質問、ご意見はございますか。

(委員)

アンケート結果を見ると、「不安を感じている」「どちらかといえば不安を感じている」、あるいは「不安を感じていない」と回答した割合は、ここ数年、概ね横ばいで推移しているように思います。

この結果について、年代別に分析されているのであれば、どの年代で不安を感じている割合が高いのか、また、どの年代で不安を感じていない割合が高いのか教えていただきたいと思います。

(事務局)

アンケート結果について、年代別の傾向分析は実施できておりませんが、10代・20代の若年層とその他の年代に分けて、傾向に差があるのか検討しました。令和7年度の県政モニターアンケートおよび、意見交換会の際に県政モニターアンケートと同一の項目で実施したアンケートのデータを分析しました。10代・20代の若年層とその他の年代で異なる傾向がみられた項目を抜粋してご紹介しま

す。

10代・20代では、「不安を感じていない」と回答した方が44.5%、「どちらかといえば不安を感じていない」と回答した方が37.4%で、合わせて81.9%となっており、その他の年代と比較して、不安を感じていない方の割合が高い傾向にありました。

令和7年度の調査結果からは、若年層はその他の年代と比較して、食の安全性を肯定的に捉えている傾向があると考えています。

また、不安を感じている内容について、10代・20代では「食品添加物」や「食中毒菌」などが比較的高い傾向にありました。一方、その他の年代では、「食品添加物」に対する不安が高い点は若年層と同様でしたが、「輸入農産物に対する残留農薬」や「遺伝子組換え食品」に対する不安は、若年層と比較して高い傾向にありました。このことから、若年層では微生物による食中毒、その他の年代では農薬や遺伝子組換え食品といった化学物質等への関心が比較的高い傾向がうかがえました。

また、年代による違いが比較的明確にみられた項目として、若年層では食品関係者を「信頼している」と回答した割合が高い傾向にありました。一方、行政から発信する情報の認知度については、若年層、その他の年代ともに低い結果となりました。このため、行政情報をより多くの方に知っていただけるよう、今後さらに広報に取り組んでいく必要があると考えています。

また、情報収集の方法について、10代・20代では「インターネット」が約8割を占め、「テレビ・ラジオ」が約47%、「店頭掲示」が約25%となっていました。一方、その他の年代では、「インターネット」が約70%、「テレビ・ラジオ」が約60%、「新聞」が42.2%となっており、特に新聞については、若年層と比較して高い傾向がみられました。

このことから、その他の年代では複数のメディアを組み合わせて情報収集を行っている一方、若年層ではインターネットを中心に情報を収集している傾向がうかがえました。

（委員）

若年層の方は「不安を感じていない」、「どちらかといえば感じていない」という回答が併せて8割以上を占めており、よかったなと思います。

一方、家庭を支える子育て世代である20代後半から40代、それから高齢化が進む中で自分では買い物に行けず、消費期限なども信用して購入するしかないという高齢者の方、そうした高齢者を介護で支えている年代の方に対して、いかに安全・安心を伝えていくかが課題だと考えます。現在、ネットはその他の年代では約7割という状況ですが、ターゲットに対して確実に伝わるような発信方法

をさらに検討する必要があるのではないのでしょうか。また、若年層とその他の年代との違いは非常に興味深く、さらにその他のカテゴリの中でも年代別の詳細データがあれば、より良い分析ができたと思います。

(議長)

おっしゃっていただいた通り、年代によって特徴が違ってまたそのコミュニケーションのあり方とか内容とか、考える手がかりになるのかと思うので、引き続き年代別の分析も続けていただけたらありがたいです。

他にいかがでしょうか。アンケートの結果以外でも、全体を通して、もしご質問やご意見がありましたらお願いします。ないようでしたら、これで審議は終わりにしたいと思います。

皆さま、本日は活発なご議論をいただき、本当にありがとうございました。

全然違う立場の委員でこのように集まる機会は少ないかと思いますが、それぞれのご経験や視点から意見やコメントをいただき、ありがたく思います。

ぜひ今後ともどうぞよろしくお願いします。

そうしましたら、最後に事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

(事務局)

本日は時間の関係もありまして、資料 8 と 9 については、説明を省略させていただきましたが、またお戻りになられてからご覧いただき、ご不明な点等ございましたら食の安全推進室までご連絡ください。

また、来年度の食品衛生監視指導計画につきましては 12 月頃に照会をさせていただく予定でございますのでご確認のほどよろしくお願いいたします。

その他の連絡事項はございません。

(議長)

それではこれもちまして全ての議題を終了とさせていただきます。

熱心にご審議いただき、本当にありがとうございました。